

(写)

第 201600047800 号
防起第 6 2 2 号-1
発 境 自 第 5 6 号
平成 2 8 年 6 月 1 7 日

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 丸 川 珠 代 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 野 坂 康 夫

境港市長 中 村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請及び同
2 号機の原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直
流電源（3 系統目）の設置）の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げ
ます。

さて、平成 2 8 年 4 月 2 8 日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及
び中国電力が締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協
定」に基づく標記の事前報告を受け、6 月 1 7 日にこれに対する意見を提出したところ
です。

については、今回、貴府に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が
及び得るといふ周辺地域の不安を勘案し、引き続き適切に対処されるよう、別紙 1 のと
おり強く要望します。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙 2 のと
おり意見を付しています。

なお、鳥取県、米子市及び境港市は、事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保
し、事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の
後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力
安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で
提出することとします。

〔※ 島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性申請時に対する原子力防災関係の
要望については、平成 2 5 年 1 2 月、当時原子力防災業務を所管していた原子力
規制委員会に対して行っています。〕

(写)

別紙1

内閣府（原子力防災）への要望

- 1 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう輸送手段や避難先の確保、要請の具体的な仕組みなどについて、引き続き国が前面に立って調整・支援すること。
- 2 原子力発電施設については、廃止が決定された後も島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
- 3 原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに、必要とする事業について採択を行うこと。

(写)

別紙2

中国電力株式会社に対応を求める事項

(島根原子力発電所1号機の廃止措置について)

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市、境港市で協議の上で提出する。
- 2 廃止措置の一連の各段階に係る手続に際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果（審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 5 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 6 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 7 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講じること。
- 8 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、事業者として必要な負担を行うこと。

(島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について)

- 10 特定重大事故等対処施設等の設置については、平成25年12月の2号機に係る事前報告時の回答に則り、引き続き適切に対応すること。
なお、基準地震動の策定にあたっては、最新の知見を反映させた適切な対応を行うこと。